

医療機関が行える業務の範囲

医療機関は非営利に医療を提供する場であるため、行える業務に制限があります。例えば、医療法7条「営利を目的として、病院、診療所又は助産所を開設しようとする者に対しては、許可を与えないことができる」を根拠に物品販売をすることを禁止しています。しかし、実際には、歯ブラシや化粧品などの販売が行われています。では、医療機関が行える業務範囲はどのような決まりがあるのでしょうか？

医療機関が行える業務は

本来業務・・・医療行為

付帯業務・・・医療法42条で限定列举

一部抜粋：歯科技工所・高齢者専用賃貸住宅の設置・有料老人ホームの設置・認可外保育施設の設置（H23年6月より）など

付随業務・・・医療提供又は療養の向上の一環若しくは連続して行われる業務

⇒敷地内で行われる患者への駐車場業等・歯科医院における歯ブラシの販売・当病院等への又は当病院等からの無償搬送など

収益業務・・・社会医療法人・特別医療法人だけが行えるもので、厚生労働大臣が認めた業務（定款記載が必要）

⇒介護用品等の販売や、医療機器の貸付業など

とされています。

物品販売は付随業務の範囲内であれば可能とされているのです。

ではどの程度を付随業務の範囲内といえるのでしょうか？

これについては、明確な基準があるわけではありませんが、一般的には月に100万円を超えるような場合には、その販売を積極的に行っているとみなされ付随業務の範囲を超えているといわれるようです。

もし、それほどまでに収入が伸びてくるようでしたらMS法人の設立をし、活用していくことをお勧めします。

MS法人において、行う場合には様々な許可申請が必要となります

一例として、

化粧品の製造販売・・・化粧品製造販売業許可

コンタクトレンズの販売度管理・・・医療機器販売業

有料で行う送迎・搬送・・・陸運局における各種許可 など



また、医療法人とMS法人は、取引関係にあたり利害が相反する立場となることから、（医療法人・・・非営利性の確保 MS法人・・・会社なので営利を追求）理事長＝MS法人の代表取締役の重複は認めない「行政指導」がされています。

お問い合わせはこちらをクリック ⇒ info@yamadasougou.co.jp